

免許証の送付用封筒をご用意いただく場合の郵便料金について（注意喚起）

標記郵送料金について、送付用切手（郵送料＋簡易書留料）の貼り付けの代わりに自社で使用されている「料金受取人払郵便処理された封筒」（封筒左上に「局承認」と明記された封筒）を活用される事例がございます。この場合、同封筒で「郵送料＋簡易書留料」による支払いが認められていない（同封筒自体に「簡易書留」と印字されていない等）と、免許証発行センターから手続きの完了した免許証を発送したとしても、簡易書留料金不足のため、郵便局から同センターに返却されてしまい、同免許証がお手元に届くまで、追加の時間と費用がかかる可能性があります。

つきましては、免許証の送付用封筒をご用意いただく場合、基本的には、免許証送付用専用窓開封筒又は任意の封筒（返信先の住所・氏名記載必須）に必要な送付用切手（郵送料＋簡易書留料）を貼り付けることによりご対応くださいますようお願いいたします。